

議案第 38 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 5 月 10 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、低所得者の保険料軽減強化について、平成 29 年度においても現行の軽減を継続することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(保険料率) 第4条 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から<u>平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。	(保険料率) 第4条 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から<u>平成28年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

低所得者の第1号被保険者保険料軽減強化については、平成27年4月から、消費税を財源として第1段階の方を対象に実施しているところです。

平成27年4月の段階では、消費税率10%への引き上げが予定されていた平成29年度から、この軽減割合を拡大するとともに、市町村民税非課税世帯全体（第1段階から第3段階）を保険料軽減強化の対象とする予定でした。

しかしながら、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、平成29年度における対応については、現行の第1段階の方の保険料軽減の内容を継続することとなりました。これに伴い、この条例の一部を改正するものです。

※第1段階の方…介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者

- ①生活保護受給者世帯
- ②老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税者
- ③町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者

2 改正の概要

平成27年度から平成28年度までとしていた現行の第1段階の方の保険料軽減（20,250円から18,000円に軽減）を、平成29年度までとします。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用します。